

平成25年第4回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成25年12月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成25年12月13日	9時30分	議長	末次利男	
	閉会	平成25年12月13日	12時14分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席0名 欠員2名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	欠員	
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	11番	坂口 久信	12番	下平 力人	1番	田川 浩
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩 島 正 昭	環境水道課長	藤 木 修		
	副 町 長	永 淵 孝 幸	農林水産課長	新 宮 善一郎		
	教 育 長	松 尾 雅 晴	税 務 課 長	大 串 君 義		
	総 務 課 長	毎 原 哲 也	建 設 課 長	土 井 秀 文		
	企画商工課長	松 本 太	会 計 管 理 者	高 田 由 夫		
	財 政 課 長	川 崎 義 秋	学 校 教 育 課 長	野 口 士 郎		
	町民福祉課福祉係長	津 岡 徳 康	町民福祉課戸籍年金係長	森 川 陽 子		
	町民福祉課地域包括支援センター係長	土 井 喜 代 子	太良病院事務長	井 田 光 寛		
健康増進課長	田 中 久 秋					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成25年12月13日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 決算審査特別委員長報告
- 議案第63号 平成24年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成24年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第68号 平成24年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 平成24年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第70号 平成24年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第2 議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第78号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第79号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第80号 太良町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第81号 太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第82号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第83号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第84号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第85号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第86号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第87号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第88号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第89号 多良中学校屋内運動場・武道場増改築（建築）工事請負変更契約の締結について
- 日程第15 議案第90号 多良中学校屋内運動場・武道場増改築（電気設備）工事請負変

更契約の締結について

- 日程第16 議案第91号 太良町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第17 議案第92号 平成25年度太良町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第93号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第94号 平成25年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議会運営委員会の欠員補充の選任について
- 追加日程第2 常任委員の所属変更について
- 追加日程第3 議案上程
- 町長提案 議案第95号
- 町長の提案理由の説明
- 追加日程第4 議案第95号 監査委員の選任について
- 追加日程第5 請願第2号 「心の健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書
提出に関する請願について
- 追加日程第6 意見書第6号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）の提出について

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（末次利男君）

日程第1. 決算審査特別委員会報告。本件は、去る9月の定例会に提案されまして、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査を付託いたしました議案第63号 平成24年度太良町一般会計外5特別会計の歳入歳出決算の認定について及び議案第69号 平成24年度太良町水道事業会計外1事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について、お手元に報告書が提出されております。

本件を議題とし、決算審査特別委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員長の報告をいたします。

去る9月の定例会におきまして閉会中の審査を付託されました議案第69号及び議案第70号の企業会計2件と議案第63号から議案第68号までの一般会計並びに特別会計5件、合わせて8つの案件を審査するため、10月18日、21日、22日の3日間、本委員会を開催いたしました。執行部から町長初め関係課、監査委員の出席を求め慎重審議いたしましたので、報告いたします。

議事の都合上、初日は特別会計5議案と企業会計2議案を、21、22日には一般会計を審査、採決いたしました。

計数につきましては、監査委員の専門的立場で審査、照合され、さきの9月定例議会で報告がなされていますので、本委員会は決算審査の意義であります歳入歳出予算を議決した趣旨と目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、予算執行によってなし遂げた歳入努力と歳出の工夫によって行政効果や今後の行財政運営上の改善など、予算執行の優劣評価を重点的に審査いたしました。

まず、水道事業会計であります。年間の有収水量を上げるため、漏水防止対策等水道施設の充実を図って、配水管の改良工事、漏水修繕など計画的な施設の充実が図られています。しかしながら、今後人口減少などにより給水収益の増は望めないと思われるため、安定的な経営維持を確保するためにも水道料金の改定等も視野に入れた経営計画の検討が必要と思われれます。

次に、町立太良病院事業会計について報告いたします。

町立太良病院は、地方公営企業法全部適用へ移行して3年目となり、病院事業管理者のもと経営責任が明確化され、地域医療を支える中核病院として、医療スタッフの充実によって医療サービスの向上と健全経営へ向けて努力されていますが、小児科の医師確保が急務ではないかとの意見も出ました。また、診療時間等の縮小により、町外の病院へ患者が流出しているとの意見も出ました。いずれにしても、医師の確保や患者を一人でもふやすような努力をされ、地域に根差した、また町民から愛される病院になってもらいたいと思います。

続きまして、一般会計及び特別会計であります。平成24年度予算編成に基づいた予算措置がなされ、支出が目的どおり適法、適正に執行されているか、その効果はどうであったか、款ごとに区切って審査いたしました。また、歳入につきましては十分努力が払われ、その実績はどうであったのか、調定額に対しての収入済額、収入未済額の原因と理由、不納欠損については徴収努力が図られた結果やむを得なかったのか。また、各特別会計の収納状況、滞納整理はどのようにされたか、その過程を中心に質疑を行ったところであります。

その結果、一般会計並びに特別会計歳入歳出ともに適法に処理され、適正に運営されていることを認めました。

なお、決算の内容につきましては、各会計とも黒字決算になっております。

それでは、一般会計での意見、事項を申し上げます。

1つ、町税は町財政の基本的財源であるから、安易な不納欠損処理は行わず、徴収方法等も検討した上で行うようお願いする。

1つ、事務嘱託員の担当区の見直しと今後どのように考えていくのか、具体的に検討してほしい。

1つ、補助金の費用対効果及び補助完了後の追跡調査、検証も必要ではないか。

1つ、生活交道路線バスについては、十分な費用対効果が得られていないと思われるので、10人乗りぐらいの車で町内を巡回することはできないのか。

1つ、オレンジ海道の第1トンネル、第2トンネルの保守管理を徹底してほしい。

1つ、近年減少傾向にある町内の施設、キャンプ場等への集客努力をしてほしい。

以上が一般会計での主な意見でありました。

次に、特別会計であります。

まず、山林特別会計であります。木材価格は依然として低迷しており、特定財源としての収入は望めない状況であるので、さらなる経費削減を検討してもらいたい。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、国民皆保険の中核として、医療の確保と健康増進に貢献しています。特定健康診査の受診向上につながる工夫を検討してもらいたい。

次に、漁業集落排水特別会計につきましては、決算段階では88.8%の接続率であったが、その後新たに1軒接続され、現段階での接続率は89.4%と上昇している。今後も接続率の向上に努力されたい。施設については、平成22年度から5カ年計画の使用機器部分の更新をされている。計画的な維持管理のためにも今後は使用料の見直しも視野に入れ、また未収金対策等に力を入れてもらいたい。

次に、簡易水道特別会計につきましては、伊福地区の有水量率が他の地区に比べ、突出して低いことをさきの経済建設常任委員会の所管事務調査で指摘されていたが、執行部からは計画的な敷設替え工事を行うとの回答も得ているので、今後は経過観察していきたいと思う。

以上が特別会計の状況であります。

3日間集中した審査、審議をいたしました。終始熱心な努力をいただき、議案第63号 平成24年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 平成24年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 平成24年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 平成24年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第70号 平成24年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上の8つの議案は全会一致をもっていずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（末次利男君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

委員長は自席へお戻りください。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

ただいまの各会計の委員長報告は、認定及び可決する旨の報告であります。

最初に、議案第63号 平成24年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり認定することに賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第64号 平成24年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり認定することに賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第65号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり認定することに賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第66号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり認定することに賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第67号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり認定することに賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第68号 平成24年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり認定することに賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第69号 平成24年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、委員長の報告どおり認定することに賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長の報告どおり可決及び認定することに決定いたしました。

次に、議案第70号 平成24年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、委員長の報告どおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第2 議案第77号

○議長（末次利男君）

日程第2. 議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

この条例、廃止ということになってあっとばってんですよ、その廃止したときに職員さんたちの給料が減るもんか、ふえるもんか、多分廃止ということで減ると思うんですけど、給料というとはですよ生活給であるけんが大丈夫かなと思うとばってんが、法律にのっとってというか、そういうふうになっとうとばってん、そこら辺はいかがですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

ただいまの御質問で、給料が減るのではないかという御質問ですけども、この件について

は平成18年度から給与の大改正がございまして、当時太良町も8級制をとったわけですが、それが6級制に変更になるということで、給料の表が減ったというか、数が少なくなりまして、もう少し具体的に言いますと、例えば40万円もらっておった人が、その18年の改正によって38万円ぐらいに減ってしまったと。急激に2万円とか3万円とか減る方が出てくるものですから、国に従ったわけですが、そのもともともらっていた40万円を保障しましょうと、18年度にですね。毎年昇給をしていくもんですから、その後昇給で例えば38万円になっても40万円に追いつくでしょうと。40万円に追いついたところで、あとはその給料をずっと毎年定昇の形でいきますということだったので、実質損は出ていないということでございます。現在、その該当者は私が1人になってしまうという状況になってまいりますので、実質的に私はまだその現給保障という保障額が切れてしまうものですから安くなってしまふということになるんですけども、それは国が今回やめるということでございますので、それに従ったということで、そんなに実質的に皆さんに給料が安くなってしまったということにはございません。

○10番（久保繁幸君）

今、総務課長の対象者が1人ということなんですが、年額で幾らになりますか。余り言いたくないでしょうけど、ちょっとその辺聞いときたいと思いますが。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

大まかに、一月3,000円ちょっと減るもんですから、向こう3月まではその3,000円はちょっと余分に、余分というか、現給保障でもらえるんですけど、その後4月以降が廃止になるもんですから、実質3,000円減るということでございます。一月ですね。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第78号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第78号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（江口孝二君）

この議案は、本来の町民税の3,000円に500円を加算するということですが、本町の場合、納税義務者、当初の予算書でいけば3,862名ですかね、単純に500円を掛けますと、193万1,000円の額になると思いますけど、この目的で防災の施策のために使用するとありますけど、これはどのようなことでしょうかね。どのように利用されるんですかね。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

この町税の改正でございますけども、もともと東日本大震災関連で、地方が防災に必要な事業にこの個人の均等割を3,000円から3,500円、500円増額して、その地方が行う防災事業等に充てると、費用の財源を確保するためということで今回条例改正をいたしておりますけども、具体的な内容については特には触れておりませんが、法律の趣旨から申し上げますと、やはり東日本大震災の復興関連ということで地方が行う事業ということでございますので、大規模な地震対策の、例えば学校の耐震化とか、橋梁の耐震化とか、そういう臨時、うちが臨時的にそういう事業をした場合に充当するというようなことの趣旨で今回提案をいたしております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

特定財源扱いになると思いますけど、年額にすれば200万円程度、これ10年間の特例措置ですので、総額にすれば2,000万円ぐらいになると思いますけど、特別に町民に負担をかける金ですので、使用する分については明確な、町民が納得するような使い方をしてもらいたいと思いますけど、そこら辺はどうでしょうかね。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

趣旨が防災、減災ですね、そういう事業に充当するというのでございますので、具体的な使途については今後上司と検討いたしまして決定いたしたいというふうに今現在は考えております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

3回目やけん最後と思いますけど、町長にお尋ねします。

本来、予算は各課長から上がってきて、財政課長が確認して、最終的には町長が判断されると思いますけど、今先ほども申しましたように、やっぱり町民が納得するような、総額に

して2,000万円ですので、単年度じゃなくて何年かにまたがって何かをするということに利用することはできないでしょうかね。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

議員おっしゃるとおりに、500円の仮に4,000円といたしまして、年間で大体200万円ぐらいになります。10年間だから2,000万円ということでございますけども、これあくまで防災対策ということで、ハード事業、いわゆる道路とか、あるいは漁港とか、いろんな形で使用していいというふうな状況ですから、場合によっては私の考えでは、防災ですから、これは正確にはまだ調べないかんですけども、消防車の購入の償還等々も場合によっては充てられるんじゃないかというふうに思っておりますから、議員御指摘のとおり、これは年間200万円ですから、計画的にことしは何、来年は何ということで、2年に一遍か、毎年できるか、そこら辺を計画的に検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

今江口議員から質問があったんですが、今町長が答弁されたように、消防自動車とかなんとかは今まで一般会計の中で全部やってきて、別にそれで不都合だったわけじゃなくて、ただこれできたから何とかそっこのほうに充てようかという考えで、これはもうどうしてもこの条例は太良町でも設置しなければならないと決まってるわけですか。それとも、議会が反対すればこれは設置せんでもいいということ、それはどうなっているか、ちょっとそこのところお願いします。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

現在、町の町民税の個人の均等割につきましては3,000円というのが標準税率となっておりますけども、これが一昨年の12月の法律改正によって3,500円、500円アップして3,500円が標準税率というふうになっております。その標準税率というのが、大体各地方自治体が採用すべき税率というふうになっております。それで今、各地方団体の条例の改正等を見ますと、全国でもほとんどの自治体が条例改正をするとか、現在改正を上程しているというような状況でございますので、ほとんど多分数カ所ぐらいが多分条例を改正をしないというような自治体もあるというふうに聞き及んでおりますけども、実際条例でございますので、各自治体の裁量ではありますけども、そういう状況でございますので、私どもも上程をしたというような状況でございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

今、標準ということで答弁いただいたんですが、標準を適用しなくていい場合は、どうい

う場合がその標準を適用しなくて、単独でここの太良町なら太良町独自の制定をできるのか、ちょっとそこを教えてください。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

実は、この案は、ことし本当はほかの今税務課長が申しあげましたように、ほかの県とかなんかはほとんど国からの要請に基づいて上げているわけですよ。しかし、うちの場合は、先ほど江口議員からも言われましたけれども、500円上げたって年間200万円ぐらいと。そして、そう余り影響せんし、町民に500円上げていろいろお願いしていかんばなん中で、税まで負担して増額お願いしてせんばなんかなとしてちょっと見合わせようというようなことで、実は上げないでしていたわけです。ところが、県内であと二つの町が、うちと一緒に上げてなかったというようなことで、県のほうから太良町はそういう財政的に裕福ですかとか、何かそういうちょっとおどしじゃないでしょうけど、そういう話があったというようなことで、じゃあうちも県内ほか多分ほかの町もやっておられると思いますけれども、そこにあわせて改正をお願いしているというふうな状況でございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、この財源は例えば決算時に幾らか余ったというのと、それは今度は次年度の一般会計に繰り入れとか、あくまでこれはこれだけにしか使えない特定財源と考えていいのか、それとも1年間、残ったらそれを次の年にはそっちのほうに繰り入れてもいい性質のものか、ちょっとそこをところお尋ねいたします。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

税ですので、一般財源ですので、内容的にはその増額分は減債事業に充てるというふうになってますけども、決算上は一般財源ですので、一般財源ということで翌年度に繰り越すということは多分ないだろうというふうに考えております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

このある意味500円の値上げということですけど、これは今議会で議決になった場合は、次の直近の「町報たら」に載せられるつもりですか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

早速この条例が可決されれば、1月になるか2月になるか、ちょっとはっきりわかりませんが、早く「町報たら」とホームページにも掲載をいたしたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

500円ぐらいというふうな判断じゃなくて、やっぱり町民の方からいただくお金ですので、特に少額とはいえ、親切な何かのうまい書き方を加えて、こうやって均等割が500円上がりましたという説得力のある広報にさせていただきたいと思えますけど、いかがですかね。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、丁寧な説明をして必要性を十分わかるように、簡易な文章ですけどもそういうふうに努力してきたいというふうに思います。

以上です。

○1番（田川 浩君）

これは町税の均等割ということでは500円ということで、県民税の均等割のほうでも500円上がるわけですね。町民の方に見てみたら1,000円も上がるわけなんですよ。さっきから聞いていると、まだ今から考えますとか、そういうことある程度は特定財源ですから決まってると思いますけれど、はっきり言ってもっと明確に、江口議員言われましたけど、目的を決めておくべきじゃないかなと思うんですよね。こういうふうに出すのであればですよ。はっきり言って。例えば今までできなかった部分を、例えば非常食を今回は200万円買いますとか、来年度また次にしますとか、そういうふうにいるいろいろな明確な部分を決めてからこういうところに私は出すべきだと思うんですけど、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

議員御指摘ごもっともだと思います。その決めておくのが正しいということでございますけども、昨年のちょっと先ほど副町長も申しましたけども、200万円ぐらいなので町民さんのためにはもう取らないでそのまま3,000円でしとこうかという判断が働いたものですから、それはもう町民のためというそういう観点でございましたので、ところが先ほど税務課長も申しましたように、標準税率で決まってしまったということになって今回計上ということで、本来はそれをきちんと決めておくべきですが、今後その防災関係も非常に多ございますので、何らかの形でそういうものに充てていきたいと、財源として充てていきたいというふうに考えておるところでございます。

○1番（田川 浩君）

今後は、適切な対処をよろしく願いいたします。

○8番（川下武則君）

東日本震災から早や1,000日ぐらいたちよつとですけど、私たちが小さいときには、7・8災害におうたとばってんが、小学校卒業するまで、7月8日は防災の日という感じで、そういうふうにして設定されて避難訓練をしたもんですけど、太良町では防災の日といいます

か、そういうのは設定はなかったですよ。そこら辺ちょっとお尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

太良町で独自の防災の日というのは設定はしておりません。

○8番（川下武則君）

小学校のときの例を言いますけど、必ずその7月8日という日を防災の日と改めて、朝からみんなで朝礼して、どういうふうに逃げるんだとか、どういうふうに行くんだとか、そういうふうなことを先生たちから言われよったとぼってんが、もしよければ災害のある前に町でもこの防災訓練といいますか、そういうことを計画をされているかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

現在、防災訓練として、町内でやっているというのは隔年ぐらい、1年置きぐらいに、例えば旅館の町内にある旅館さんにお頼みをして、そこで避難訓練とか、医療機関とかなんとかの訓練とかをお頼みして、町全体を挙げてやっているというわけじゃなくて、あるところに頼んで避難計画とか、ある地区を非難してくださいとか、そういうのを頼んで訓練をやっておるといってごさいます。議員は多分全体でしたらどうかということをおっしゃってるんだと思いますが、それについてはいろいろ予算も必要になったり、いろんなさまざまな大がかりなことになってきますので、それするかどうかは今後上司のほうと相談をして判断をしていきたいというふうに思います。

○11番（坂口久信君）

それなら、小・中学校の防災関係はどのようになっておられますか。

○教育長（松尾雅晴君）

お答えします。

大体、年に2回もしくは3回行っております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第78号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第79号

○議長（末次利男君）

日程第4. 議案第79号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（平古場公子君）

今町営住宅に母子家庭の方がいられていると思いますけど、父子家庭も該当するんでしょうか、入居に関してですね。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

母子家庭ではなく父子家庭のほうですかね、父子家庭のほうも、父子家庭というよりは、ひとりになられたという方はいらっしゃいます。

以上です。

○6番（平古場公子君）

配偶者からの暴力ということですけど、今は女性が強いからどっちの配偶者かわかりませんが、過去に配偶者、この暴力問題で何かあったことがあるんでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

私が把握している時点では、まだあっておりません。

以上です。

○6番（平古場公子君）

そしたら、例えば入籍しなくても、交際相手からの暴力でも対象となるということですけど、そこら辺をもうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

家族関係のことであると思いますけれども、従来は配偶者の暴力を基準にしておりましたけれども、今回は同居人、うちの町営住宅の場合は婚約者とその親族の方の承諾があれば入居できるようなシステムにしておりますけれども、そういったことで暴力があった場合には対象になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第79号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第80号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第80号 太良町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

長年の懸案事項だった三里分校の件ですが、幸いといたしますか、保護者の方たちの御理解もあって廃校ということになるわけですけど、あそこの建物を見てもと長い歴史があるわけですけど、校舎はともかくとして前にある体育館みたいな兼用しておるみどりの家っていうんですかね、あの建物はある意味壊すのはちょっともったいないなというふうに考えるわけですが、全体的に考えてどういうふうな今後の構想といたしますか、壊すのか、残しておくのか、跡地利用をどういうふうにするのかという具体的な計画というのは今ありますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

三里分校については、今現在実行委員会を立ち上げて、各式典とか事業部会とか、いろんな角度で跡地の利用についても検討を、町長のほうよりも地域の方の意向というのを尊重しなさいというのをいただいておりますので、今現在まだ検討中ではありますけど、みどりの家についてはあそこは避難所的な位置づけもございますので、校舎は老朽化しておりますけど、そういったことをもろもろ含めて現在検討を行っているという状況でございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

恐らく年度内に式典の計画というふうな運びになるかと思えますけど、今現在のその式典に向けての具体的な計画といたしますか、何か具体的にあったら教えていただきたいと思うわけですけど。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

閉校式の式典の日程が3月23日に決定して今進行をしております。現在、記念式典をどうしようかということで、式典部会、記念誌を作成すると、そして記念碑をつくるという事業部会と、3つの部会に分かれて十数名ごとで協議をしております。内容としては、式典については地域、歴代の先生とかそういった方々を呼んで、約1時間程度式典をして、お別れ会みたいな形で食事会を持つということで計画をしております。あと、記念誌については、現在古い写真とか、思い出に残るような写真を各世帯とか学校にある分とか、そういうのを持ってきてもらって、印刷会社と今調整をしているというような状況です。記念碑につきましても、今業者のほうから見積もりをいただいて、ちょうど入り口のあたりに三里分校跡地というような記念碑を設置するような事業部会で計画していると、そういった主な内容でございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

この三里分校意見交換会とかがありまして、その後に見に行ったわけですが、確かにグラウンド、校舎の東側にあるグラウンドあたりは保護者の方がかなり減ったということもあるでしょうけど相当荒れてたわけですね。確かにこれじゃ管理上もう運営はなかなか難しいだろうなというふうな感じになったわけですが、解体後になると思いますが、その辺の整備、特に今さっき言われた避難所あたりの計画も考えられるということも言われましたので、あれだけのある広さですので管理をよくやっていただきたい、将来を考えた管理をですね。中尾分校にしてみれば六四の館あたりである程度の管理ができたにしても、三里分校はその管理がどういうふうになるのかなという懸念がありますので、その辺を将来像に向けての管理面、この辺を何かお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

冒頭答弁をいたしましたように、現在地域の方と跡地については協議等も行っておりますので、その方向性が示されて、また町長とも協議をさせていただいて、よりよい跡地というようなことで検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第80号 太良町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第81号

○議長（末次利男君）

日程第6．議案第81号 太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

これは40年の太良町条例で制定されたものを今度改正したいということを出てるんですが、40年当時は半年1回の返還ということになって、今回月賦返還を加えるということになってるんですが、これは支払う側の人たちからのこういう要望なのか、それとも何かほかに理由があってこれをするのか、ちょっとそれとかこの返還がもう少し率が上がるように考えての提案なのか、ちょっとそこのところお尋ねいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

今回の条例の一部改正については、借り受け者の声も含めて、4月にこの審査委員会というのを設けます。その委員さんが7名いらっしゃいまして、その返済、償還の仕方をもうちょっと緩和というか緩やかにしたほうが滞納も防げるんじゃないかというふうなことで、参考までに申し上げますと、高校で18万円の3回、3年間貸し付けて54万円でございます。それを大体1年間据え置いて、6年間以内で償還をすることとなっております。それで、ほとんどの方が10年を計画をされます。それで、10年の場合、年2回の5回になりますので、10回、1回当たり5万4,000円、年間10万8,000円の支払いと、返還ということで、月々にした場合9,000円で済みますので、そうした場合が今後の育英資金の運営上も、貸し付け、借りる側からしても返済、償還がしやすいというようなことで、その委員会の中でもそういったほうで年に2回の条例改正の部分にひとつ文言をつけ加えましょうというようなことで今回提案をしているところでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

育英資金については、長年太良町の子供たちの学校に行きやすいような状況をつくって今まで来たわけですね。そういう中で、育英資金自体がいろんな育英資金があるわけですので、今までせっかくいい育英資金あたりができておりますけども、ほかのところの育英資金等も

いろいろな育英資金も出ております。そしてまた、高校も無償化というようなことで、その利用あたりがどのように今後なっていくのか。それについて太良町の育英資金条例あたりも再度見直しをして、ここあたりで区切りとして、高校無償化を区切りとして見直しをして、そしてよりよい育英資金条例あたりに変えることはできないのかどうかですね。今でも悪くはないですよ。悪くはないけれども、それ以上にいいものを、そしてやっぱり保護者に、今回保護者負担になるべくなならないような状況で変えておられますけれども、その辺の見直しあたりは考えておられませんか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

毎年4月に、これは実施を20日前後しておりますけど、各委員さん方からもこういった制度の充実というようなことは意見はいただいております。今後の将来的なことも十分この町内の子供たちに生かしてもらおうという育英資金でありますので、ただほかの奨学資金と重複して貸し出すことはできないということが条例化で、そこで、要するに返済するときに二重の返済をして保護者にも負担がかかるというようなことですので、その辺はまた精査しながら委員会でも御意見をいただきながら前向きに条例が改正が必要な部分についてはまたお願いをしていくということで考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

まあ、そういうふうではほかの奨学資金と重複したらもう貸し出しがでけんのですというようなことですので、やはりせつかく太良町からその子供たち、いい人材がおるのをそれ以上によい人材にするために金を貸すわけですから、そこについてはやはりよその奨学資金借らんでいいような育英資金条例あたりをぜひ委員さん含めて、こういう議会でもあったというようなことで、ぜひここを何年、二、三年のうちにはびしゃあつとした条例に変えて、よりよい子供たちが行きやすい、借りやすい、そして父兄さんたちの負担にならないような条例にしていきたいと思っておりますけど、その考えはないですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

要するに、地域の子供たちに有効にこういうお金を使っていただくと。将来の太良町を担ってくる子供たちであるということを含めて、次回また委員会を開催しますけど、そのときにこういった質問等もあつてますというようなことで、もう一回再度条例あたりを職員も担当課ももちろんですけど、委員さん方の意見あたりも含めていろんな角度でいい育英資金になるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、坂口議員言われましたんですが、今ちょっとお尋ねしますが、まず借り手の動向、ここ数年間の借り手の動向はどうなってますかね。多分減ってきている状態ではなかろうかと思うんですよ。今、坂口議員言われましたんですが、多分借りにくい、使いにくい、そういうふうな状況があるんじゃないかならうかと。推移はどんななってますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

平成23、24、25でよろしいでしょうか。（「はいはい」と呼ぶ者あり）

23年度が、高校生、大学生含めて11名です。24年度が、高校、大学含めて7名です。本年度です、25年度が4名です。

以上のような内容です。

○10番（久保繁幸君）

その減少しているというのは、どういうふうな学校教育課としては分析をされてますか。それはもう育英資金使わんと、御父兄の方がそんだけ余裕があって大学、高校へやられるということはそれは喜ばしいことなんですけど、その辺の11、7、4というふうな変化になっているということはどういうふうな推移の見方をされておりますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

これは、個々の借り受け者といろんな聞き取り、窓口でしたわけではありませんけど、推測というか、職員の共通理解といいますか、担当課のですね、1つは、少子化に伴って借り受けてる世帯が減少してきているというのが1つはあるのではないかと。そしてもう一つは、先ほど坂口議員さんから御指摘ありましたように、二重の借り受けができないと。私が窓口対応したときには、ほかの奨学資金を借りるというようなことを窓口対応の際おっしゃられましたので、太良町の今の条例上は重複して貸し付けることはできませんというようなことで、その1件ですかね、今年度については辞退というかそういった経緯もございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

そして、そのような中で、その滞納、滞納ですね、滞納状況はどのような推移をしておりますか。今、二重借りとかはできないとか、少子化というふうなことで言われたんですが、これは今まで借りられとった、また現在借り手が少ない、その滞納の件についてはどのような状況になっておりますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

滞納のこれもここ23、24、25を申し上げますけど、23年度につきましては180万8,500円でございます。24年度が189万6,500円でございます。済みません、本年度はまだ8月と2月で

すので、180万円から190万円の間でここ2年推移をしているという状況です。

以上です。

○12番（下平力人君）

こういう制度をいわゆるせつかく設けておるわけですから、これを皆さんが把握しておるのか、全体的にですね、そういうのはどうかと思いますが、どうなんですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

これが申請が2月末までになりますので、1月号で、そして中学校の学校長も審査委員になられてますので、高校進学の際には学校長のほうからもこういった言葉添えをしていただくというようなことで対応しているところでございます。

以上です。

○12番（下平力人君）

これを見ておると、だんだん減少しておると、申込者がですね。ですから、これはせつかくいい制度ですから、これをできれば多くの人に使っていただいて、感謝といいますか、そういう気持ちが出るような、そして将来的にもいわゆるつながっていくわけですから、ぜひまた方法でも変えながらやってほしいなと思います。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

2名の議員さんより、そういった制度の有効な措置というか、見直しというか、御意見をいただいておりますので、この件については学校教育課内のまず担当課で教育長含めて協議をさせていただいて、そして審査委員会が4月ございますので、そのときにたたき台といいますか、修正をかけたほうがいい部分についてはまた上司とも協議をしながらいろんな角度でその審査委員会の委員さん方の御意見もいただきながら見直すべき点は見直していきたいと思っております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第81号 太良町育英資金の給付及び貸付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。
暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。
休憩を閉じ直ちに会議を開きます。

日程第7～第12 議案第82号～議案第87号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第82号 指定管理者の指定についてから日程第12. 議案第87号 指定管理者の指定についてまでの6議案を一括上程いたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑を願います。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

ちょっと全般的にかかわることなんですけれど、まずおのおのの議案第82号からのおのおのの件で、おのおの何団体応募があったのかを教えてくださいませんか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

今回の募集については、議案第84号の竹崎城址展望台が3団体申し込みがございました。あとは非公募が1つありますので、非公募を除いて、議案第86号の活性化センターが非公募で、あとは1団体の応募がございました。

以上です。

○1番（田川 浩君）

竹崎城址以外は、要するに1つだったということですね。

それで、前回からの応募数が減ったものというのはあるんでしょうか。今は1団体でしたが、前回は何団体かあったというのはありますか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

前回、たらふく館と別館のほうとそれから漁師の館は非公募でいたしておりまして、今回公募をした、公募に変えておりますが、前回と変わっていないところです。

以上です。

○1番（田川 浩君）

そしたら、前回も農村公園から全部、竹崎城を除いて全部、前回も1団体だけだということ

とでよろしいですかね。いいですか。

まず、指定管理出した利点ですよね、これやはり複数の団体から応募してもらって、そこにやっぱり競争原理を働かせて、住民にとってより利益のある運営をしてもらいたいというのがあると思うんですけど、そこら辺についてはこの竹崎城は3つあったといいますけれど、例えば健康の森とかはもっとあっていいと思うんですけど、そこら辺についてはどう考えておられますでしょうか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えを申し上げます。

募集をいたしましてから、一応健康の森公園につきましては2団体の要項等をとりに来られたということです。ですから、要項は一応2団体の方がとりに来られております。現地説明会も行いましたけども、竹崎城址におきましては4団体、募集要項をとりに来たのは4団体、現地説明会も4団体でしたけども、申請をしたのは3団体ということでございまして、ただいま御指摘されていますように、多くの方が応募されて競争原理を働かせて町民のニーズ等に有利に働くような管理ができればよろしいんでしょうけども、現実としてちょっと出される方がメリットが少ないということで、これだけになったものかと思えます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

ただいまの説明のとおりになりますと、これが入札行為はできないですね、1団体なら。入札は行為はできんでしょ。そしたら、この指定管理制度の趣旨には沿ったことが、せっかくこういう条例までつくってやっていると、それが反映されないということで、そしたらこれを適正な価格で実際指定管理を指定されているのかどうかのチェックはどうやってやるわけですか。入札はそれなりのチェック機関はその業者でお互いにしていくための入札ですが、ところが入札行為がなく、こういうことが幾らという金額、ただでさせるわけじゃないんですから、前年度に対して今年度はこのぐらいの金額というのは何を基準に決めるか、そこら辺をちょっと答弁をお願いします。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

この指定管理料につきましては、町のほうで施設を管理をいたしておりまして、年間大体これぐらいはかかっているということで、その金額をもとに指定管理に応募をもらうというふうになっております。請負ではございませんので、一応町で1年間かかる施設の経費を出しておった経費を出して、それに対して応募をもらうということでございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、例えば3社が応募があったときに、選定する場合は単価は同じ値段で今度は選定せんばいかんごとってくる、そこにはそしたら何か公平さをどうやって保つのかという

のが今度は働かなくなってくるはずでもんね。そやけん、せめて我々もこれに賛成するときは、前回はこのぐらいでここをさせましたと。今回はこの金額でお願いしようと思っとつとか、お願いしておりますとか、そういう我々がこの書面見ただけで判断ができるようなその経過の説明になるようなともこれにつけてもらわんと、あいながが1社しかなかったか、2社しかなかったか、こうやって質問せんぎわからんわけでしょ。そして、ほとんど1社しかないということになれば、全くその前年度の経費の分が明らかにそれ適正という言い方もおかしいかもわからんばってん、その金額の人件費とかなんとかが果たしてそれに適合しとったかどうかというのもちょっと全然、我々議会のほうは議決はするくせしとってそこの内容は全くわからんで判を押すのと一緒になるけん、そこら辺をもう少しわかりやすい説明をしてほしいんですが。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えを申し上げます。

内容につきましては、先ほど申し上げましたように、1年間のそこの施設の管理費を町のほうで計算をしておりますので、一応応募をするときはその金額、大体この金額ですよということで提示をいたしております。募集がありまして、選定委員会等もごございますので、課でそれから判定をします。牟田議員さん言われたその金額の差がないからどういうふうな判定をしているのかということだと思えますけども、一応事業計画書に沿って、各会社団体からここはこういうふうにしますよというのを提案を受けております。その中で、この団体のほうが一番適性だろうということで課のほうで判定をいたしまして、判定委員会のほうにかけて、そこで審議をいただきます。それで、決まってから、今度は町長のほうに建議という形で決裁を受けるということで、今度その議案を議会に上程をして、議会のほうで可決いただければ、今度今から指定管理になる方々と内容の詰めを図ります。その中で、またいろいろ内容等については決めていくようになっております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

したらね、この指定管理の趣旨が今までよりもよくなるように、今までよりも安い経費でというのが指定管理の趣旨やけん、そこら辺はしっかり確認できるような組織というか、そういうところをちゃんと設けて我々も、そしてここの中には当然ここが管理して当然やろというごとあつとがもう何か所か入つとるばってん、それでもやっぱり一応公平にみんなに開かれたあれをやるということになれば、一応例えば大川内あたりも大川内でやるのが誰が見てもこれは当然やろというたことはあるばってん、一応町の施設としてする場合は太良町民が公平にこうこうされたなというのを納得できるようなやっぱり何かやり方、チェック機能をちょっとやっていただきたいんですが、どうでしょうか、そこら辺。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

ただいま言われたチェックとかなんとかですけども、それについては月報を出していたり、事業計画、事業結果ですね、報告、その他出させていただいておりますので、十分うちが指定をした管理についてはされているものと思います。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、非公募は議案第86号だけやったのですかね。その議案第86号の非公募の理由を教えてくださいませんか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

議案第86号は、太良町活性化センターになります。このセンターにおきましては、たらふく館の横にございますけども、ここはちょっと町民に貸し出すとか、そういうふうな施設になって、たらふく館が横にありますので、たらふく館のほうにお願いをしたほうが一番いいだろうということで、活性化センターは結局応募しても営利というかそういうところではございませんので、たらふく館にお願いしたほうが一番いいだろうということで非公募にいたしております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

たらふく館に頼んだほうが一番いいというふうな理由ということですが、この利用度、活性化センターですね、ゆたたり館ですか、これは多分17年10月のオープンだと思うんですが、年々施設の利用度はどのようになっておるのか、その辺をお伺いいたしますが。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

ある一定の教室ですか、そういったことで毎月週に1回か2回利用されているような状況でございます。

○10番（久保繁幸君）

この活性化センター、多分中山間地の補助金でつくられたと思うんですが、これはいつまで縛られる、今はまだその辺の中山間の補助金ありますので、縛りがありますので、いつごろがこの自由度に使えるような施設になるのか。今、週に2回、多分これは費用対効果はあっていないと思うんですが、その辺わかりますか。

○町長（岩島正昭君）

私のほうからお答えをいたします。

大体補助事業につきましては、こういうふうな箱物につきましては、圃場整備もそうですが、おおむね8年、8年間は追跡調査が来るということで、おおむねですから、10年ぐら

いたったら多目的もいいと。ただ、転売とかなんとかはだめですけどね。そういうふうになっております。

○2番（江口孝二君）

議案第85号の分ですけど、不幸にしてたらふく館は火災に遭いましたけど、幸いにして別館のほうは延焼を免れましたけど、原因については特定はされていませんけど、漏電の可能性もあるということでしたけど、その別館のほうの今の電気系統の安全確認はされておりますか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

早急に修理をしたいということで、町の建築協会のほうに、損傷関係の見積もりをお願いをいたしました。それで、電気系統につきましても火事で一部燃えてしているものですから、漏電、また漏電する可能性もあるということで使わないがいいだろうということで、今はとめている状況でございます。

以上です。

○2番（江口孝二君）

私が聞いているのは、今現状でそのままにしといて、元から切つとるというたらわかるわけですよ。その状況を本来であるならば火災が起きてから何日か後には、延焼を免れとるけん、その分の建物に対しての漏電の可能性があるのか、ないのか。あそこは各ところ別で管理をされとるごとあつてもんね。二、三日前見たところでは。それであるならば、そういう可能性があるとであれば元を切らないかんと思うとですよ。でも、見た感じはそういう対策もとってなくて、使えば使えるっちゃなかろうかなという感じを受けましたので、だから火災が起きた後に、そこ辺の各個々の安全確認はされているかどうか。実施されているかどうか、それをお聞きしています。

○企画商工課長（松本 太君）

一応業者さんに見積もりをお願いしただけで、その一つ一つについてはうちでは実施はいたしておりません。たらふく館には一応使わないようにということではお願いはいたしております。

以上です。

○2番（江口孝二君）

ちょっと私が言いよつとわからんですかね。私は安全確認ができましたかということ聞きよつとですよ。業者さんとかなんとかじゃなくて。もしされたと言うならば、特定の保安協会なら保安協会にお尋ねして、この分は使われません、この分は使われますというような回答をもらわんと、使うてよかつじゃい使うて悪かつじゃいろ、業者さんが見積もりしたというごた話とは私が質問とは回答が違うけんですよ、要は実施されたか、されてないか。そ

したら、どの部屋とどの部屋とどの部屋が安全で、どの部屋が不安全なのか、そこら辺を私はお聞きしていますけど。

○企画商工課長（松本 太君）

ただいまの御質問ですけれども、その一つ一つの確認はいたしておりません。ただ、火災が起きた時点で、その見積もりをいただく時点での業者さんからお聞きして使わないほうがいいだろうということで、その報告を受けただけでございます。

以上です。

○2番（江口孝二君）

あと一回よかですか。

実は、あそこの加工場は、本来は使いたいという話を聞きました。でも、今、先ほどあった研修センターですかね、そっちのほうでさせてもらっていますということでしたけど、それはここに要望が上がってきているかどうかはわかりませんが、そういうことの実際の声がある中で、確認も業者さんが使わんけん使うなど、そしたらどこに漏電の可能性のあるか、もし業者さんが使うなどということであれば元から、元から切るはずでもんね。それが安全第一の完全に遮断してしまうというのが当たり前だと思いますけど、今の時点ではそういう対策もとってなくて、また漏電する可能性もあるということと想うですもんね。そこら辺は確実に使わないのであればもう電柱際で切るというような対策をとってもらわんと、また二次災害を起こす可能性があると思いますけど、そこら辺どうですかね。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

今議員言われたように対策をとりたいと思います。

○3番（所賀 廣君）

別館のほうで、今江口議員のほうにちょっと関連するかなという感じではあるとですが、実はちょうど火災の最中に町長、副町長もおられて、私もおりました。別館のほうに入りました。それで、電気が通じたわけですね。あそこは、たらふく館のほうとたらふく館別館とは全然電気の引っ張り方が違うわけで、たらふく館はたらふく館独自、別館は別館独自です。その火災の後調査しまして、販売するところ、一番前の店舗の部分だけのある一部分のコンセントとか電灯とかがふぐあいがあって、そこ私関係してたもんですから、ブレーカー切って、あとの加工場、加工室1、2、3とありますけど、その部分についてはLの字なっとなって、ここは安全ですということで、たらふく館さんのほうにも理事さんのほうにも一応言ったつもりでした。ああそうですねということでしたが、実はこの間の視察のときに、時期が時期だけに餅づくりたかとかということでしたので、ここは安全ですよということば言うとしたですけどねということです。さっき課長の答弁で、その辺の安全の確認はしておりませんということですが、たらふく館の理事さんたちと安全確認の話とか、その辺の操業を

やらせてみたい、年末やけんやらせてみたいねというふうな話はなさいませんでしたか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

今言われたように、たらふく館のほうからはこっちのほうに特に話があっておりませんので、その件につきましてはちょっと存じておりませんでした。

○3番（所賀 廣君）

それこそこの間の議案審議の後に現地に行ったわけですけど、特にお餅とかなんとかつくっておられる方はあちこちから注文が殺到するし、今までのつながりをできるだけ切りたくなかけんが、ぜひやりたいということですね。モチ米どんぐらい持っとんしゃあかわからんですけど、そうですねって、出しゃばるわけじゃなかとですけど、大丈夫ですよ、ここ電気はって、ついついというんですか、言うてしもうたとですよ。動力線だけは確かに冷蔵庫、冷凍庫、あの辺の洗浄機ですか、電気ついとったけんですよ、こっから先は電気入とつとばいねって感じてて、それ以上深入りはせんやったわけですけど、そこはやっぱり行政側としてもやっぱりやりたいという気持ちがあんしゃつとですから、向こうの返事待ちって、要望待ちでも結構でしょうけど、どうだろうかというふうに、一步踏み込んで相談してやってもよかとやなかかなと思いますけど、課長いかがですか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

ただいま言われたように、たらふく館のほうと協議をして、そういう要望があれば早急に対応はいたしたいと思いますが、先日議案調査をされた折に、所賀議員さんからその旨の話をちょっと聞きよったわけなんですけど、行政といたしましては結局火事が起きて、また漏電の危険性があるというようなことを聞けば、やはり心配ですので、一応やめてくださいというような話をしとったわけなんですけど、これ議員さんにも申し上げましたが、例えば加工場をここは大丈夫だと、あそこは大丈夫だ、ここはだめだよということであれば、書面でちゃんうちのほうに出していただければ、うちもこれよかったって、こいで使うてよかたいうことで、当然もうそれは使ってもらって結構だと思います。ただ、口だけでいろいろ言われてもちょっとうちは動きようがございませんで、その辺はやっぱりお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○2番（江口孝二君）

ちょっと今の別館の件なんですけど、今視察を行った時点で、排水が悪いということを知りました。それで、その公共施設の中で、これはそこを利用される方からたびたび聞くんですけど、トイレ等の排水が悪いという話も聞きます。だから、そのたらふく館別館でもそういう話を聞きましたので、そこら辺は各いろんな施設があると思いますけど、そこら辺は再

度確認してもらって、やっぱり利用者が利用しやすいような改修等が必要であればその改修等も行ってもらいたいと思います。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

ただいま言われた件につきましては、早急に聞き取りをいたしまして対応いたしたいと思っています。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

最初に、議案第82号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第83号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第84号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第85号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第86号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第87号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第88号

○議長（末次利男君）

日程第13. 議案第88号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

坂口君は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、退場を求めます。

〔坂口久信議員退場〕

○議長（末次利男君）

質疑の方ありませんか。

○2番（江口孝二君）

この観光協会の今の現状でいいますと、いろんな町民の方から不平不満を聞きます。それで、その不平不満の中身については私も詳しくは申しませんが、多分これを指定管理に出されたら金額的に五、六百万円ぐらいの金額になると思いますけど、そういう状況の中であれば、人間が足らんとかもろもろの理由があると思いますけど、そこら辺はどのように考慮されていますか。実際そういう声は町のほうには上がって来ていませんか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

町民からの不平不満が上がって来ていないかということですが、特には上がってはきておりませんが、ただ今言われたように、ちょっと観光に対しての見えない部分があるということで、うちのほうでも一応指導はいたしております。今回、指定管理につきましても重々指定管理になれば今までとちょっと違う立場になりますので頑張らんばいかんよということで申しております。その中で、一応申し込みがあっておりますので、観光協会のほうも理解は示されていると思いますので、今議員言われたようなことがないように頑張っていたくように町としても指導をしてまいりたいと思います。

○2番（江口孝二君）

指定管理に出される場合は、先ほどの話もありますように、直営でするよりも安くということであると思いますが、やっぱりほかのとも一緒にですけど、町民さんからの不平不満がそれによって生じることがあっては、金額的に抑えてしまったら、やっぱり別にして、先ほどの指定管理者の件でもやっぱり町民が利用すつとにですよ、やっぱり年3回する、清掃かれこれにしても、それはやっぱり年5回、6回ってすることがあると思います。だから、その都度その都度やっぱり減額だけじゃなくて、やっぱり増額するところもあると思いますので、今回の場合もやっぱりそれなりの配置ができるように、やっぱり積算する時点で適当

な積算をして600万円だからこれより下げると、そういう感覚じゃなくて、やっぱり基本は必要ですけど、それにお客さんのニーズに合わせられるような積算をやってもらいたいと思います。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

確かに住民サービスが低下するようになっていけませんので、そこはよく考えて指定管理はお願いしたいと思います。今回の指定管理に当たっては、事業関係も太良町のPRになるようなことをちょっと考えてくれんかということで一応話をし、幾らか提案が出ておりますので、今それを精査をいたしておるところです。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第88号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

坂口議員、入場してください。

〔坂口久信議員入場〕

日程第14 議案第89号

○議長（末次利男君）

日程第14. 議案第89号 多良中学校屋内運動場・武道場増改築（建築）工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

まず、この増額分の919万4,850円の中身が、暗幕設置と体育館の開口部工事となってるんですが、これおのおの金額は、暗幕が幾らで、開口部増設が幾らかわかれば説明をお願いします。

一番提案しておる基本的なところばい。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

暗幕につきましては200万円の増です。開口部につきましては、工事の中で変更しておりますので、幾らという金額はちょっと細かい数字は出しておりません。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、この説明からいきますと、これは別工事で組んどったということになってますね、この暗幕工事設置にしても。そしたら、別工事で上げとるなら、こっちのほうで議案第89号の提案の中で請負金額の変更が変わるといとはちょっとおかしいはずですよ、この中にもともと入ったと違う方法でやるから、多分本来この中に入っておるのは減額のほうに働くはずであって、そやけん増額するということは、これには入とらんことやけん、ここがふえるとじゃなし、別に工事を改めてする、その部分がこっちのほうと一緒にすることによってそれだけ経費が少なくなるというのは考えられるんですが、入札して請負した金額がここに4億7,700万円という数字が出て、これは別工事と説明があって、この請負額がふえるといとはこの請負額の中に入っておったという解釈しかできないわけですね。この工事は。そうでしょ。入札して請け負った工事の数字が変更するということは、それは入札したときもその中に入とったという解釈にしか、ちょっとならんわけですよ、この工事が。この金額が増減するということは。これは別工事なら別に工事を上げて、もともと350万円、それは単独工事であるならかかるところが、一緒にすることによって200万円になりましたという説明じゃなかったら、ここの請負金額そのものが増減するのはおかしいんじゃないですか。どう思いますか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

暗幕につきましては、別工事で発注予定でした。それで、今回足場を設置工などで別に経費等も安価でできるがために、本工事のほうに取り入れて、それで別工事で発注するんだった暗幕についてはちょっとこの工事でするようになりましたので、そっちはしないということで、ちょっと合算じゃないですけど、別の工事と一緒にしてしまっって経費を節約したというような、そういった経緯でございます。

○7番（牟田則雄君）

ちょっと回数が多くなるかわかりませんが、ちょっとお願いします。

そしたら、今の別工事で発注する予定額、大体どのくらいでこれを発注する予定にしようとしたのか、そこがわからんとこれが節約しましたという説明が我々には理解できないんですが、そこ暗幕設置は別工事である場合は大体どのくらいで発注予定だったといとをちょっと教えてください。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

暗幕の工事につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、一応積み上げでは300万円ちょっとかかる予定ではございました。

○7番（牟田則雄君）

やっぱりこういう変更のときには、別工事という説明をうたう場合は、やっぱり別工事でするとき、一緒にすることによって節約できましたって、せっかく節約できたとなら、もともと本来はこのぐらいかかるやつと一緒にやったことでこれだけ節約できましたという説明ならみんな喜んで賛成できるんですが、そここのところがちょっと説明がもう少し綿密にやってもらいたいと思います。そして、この工事全体、これ今はやりのプロポーザルでこれされたと思うんですが、間違いないでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、プロポーザルで設計業者を決定したところでございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、この開口部の今度これをあけるからということで増額の申請が出てるんですが、私は直接、当時議員じゃなかったものでこれを知らずにいたときにお聞きしたところ、大浦の体育館でもちょうど同じようなことがあったそうですね。後でそこばあけたということで、そしたらこのプロポーザルをしたときに、これが入とらん設計が出てきたのか、これは設計には入とったばってん、工事のあがんとで積み上げがしとらんやったとか、そこら辺がもう全く我々にはわからんわけですよ。それで、プロポーザルで選定するなら、開口部も今の時代に、ことしは特に熱中症対策あたりが全国的に叫ばれたときに、両方に開口部もないような武道場をつくりますというようなことで向こうから設計を上げてきた業者と、どこを基準に選定したのか、そこら辺が全然わからないし、もし積み上げの中に開口するようになって、そうして開口しますから増額してくださいということがもし出てきたとしたなら、これは問題ですもんね。過去にもあってまた今回もあるということになれば。それでやっぱり一つ一つあなたたちが、選定する人たちが窓枠一つが幾ら幾らということが自分の頭の中にあって、これを積み重ねてこういう金額になったというとなら説明をしてほしいばってん、そこまではチェックはできとらんと思いますので、そこまでは言いませんが、ところが今のあれでやっぱり開口部を今ごろになって、つくるときになってから、やっぱり向こうは私はこの金額でこういうものを私はつくって出しますから私を選んでくださいということやってるはずですから、そういう両方に開口部もないような武道場の選定をどうやってやったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

まず、先ほど議員言われました大浦武道場の件ですけれども、大浦武道場につきましては平成15年ですかね、建ててありますけれども、その場合は武道場の中に明かり取りの窓がございました。その明かり窓が開閉式ではなく、その後四、五年ですかね、平成20年ぐらいに、やっぱりその窓を開閉式にかえてもらえればというような学校側からの要望があったそうです。私もちょっと携わってませんので、ちょっと聞いただけですけども、それで今回の多良中学校の武道場につきましてもやっぱり剣道の試合とか柔道の試合がございます。最初の設計書には開口部は入っておりませんでした。それで、工程会議の中で、学校側からの要望でやっぱり今の先ほど議員も言われてますように熱中症等のそういった状況があるということで、どうにか開口部ができないかということで工程会議の中で出されまして、それで判断しまして上司のほうに相談しましたところ、開口部必要だろうということで判断していただきまして、今回開口部を設置しました。その開口部をどうして最初に入れておかないかということにつきましては、やっぱり同じ条件で試合とかできるよということ、そういったことも一部聞いておりますので、開口部つけることは最初から入ってなかったというような状況でございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

その今開口部の問題なんですが、武道場において北側、南側開口部がなくということで、熱中症予防とか書いてありますが、大浦の件今言われたんですが、大浦の件は重々知っておられたと思うんですよ。だから。知らんですか。そんだったら、大浦の件も後だって、今言われたように、20年ぐらいに上のほうをほがしたような感じなんですよ。これを今回の場合は、いつこの開口部が必要と思われたのかですよ。反対じゃないんですけど、いつこの開口部が今つくられた開口部が必要になるということを考えて設計、施行ということにされたのか。大体、これこの問題については私は先決ではなかろうかと思うんですよ。ほんで、いつごろ考えられたのか、いつごろ工事をされたのか、その辺をお伺いいたします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

開口部を開こうという話は、ちょっと月日は覚えておりませんが、工程会議の中で多分5月か6月やったと思います。その中で、委員の中に多良の小・中学校の校長先生がいらっしゃいますので、その校長先生の要望で開口部をあけてくれというような状況でございました。

○10番（久保繁幸君）

そしたら、その時期やったらば、9月の議会に出されるのが本当じゃないでしょうかね。9月の議会に出て、この案が出て審議をし、そして今さっき牟田議員も言われましたんですが、このような今の時代では先決問題じゃなかろうかと多少私は思うんですが、議会無視で

はなかるうかと思うんですが、その辺はどのように考えられますか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

議員言われますように、大幅な変更がある場合はやっぱり先決、臨時議会開いても変更しますというような報告はしなければいけなかったとは思っておりますので、今後注意したいと思います。

○10番（久保繁幸君）

この辺、学校教育課に言うんですが、非常にその辺のことが多いですね。学校教育課、課長、その辺十分今から考えて、建設課にお願いされた工事ではありますが、十分考えてこの辺は議会を通していただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○議長（末次利男君）

その場で、暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（末次利男君）

休憩を閉じ直ちに会議を開きます。

質疑の方ありませんか。

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第89号 多良中学校屋内運動場・武道場増改築（建築）工事請負変更契約の締結について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第90号

○議長（末次利男君）

日程第15. 議案第90号 多良中学校屋内運動場・武道場増改築（電気設備）工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

これは自家発電の設置変更、指摘を受けてということですが、なぜ設置場所の変更になったのか、お尋ねいたします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

これは、消防署からの指摘で今回変更しております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

消防署からの変更ということなのですが、消防署は設計図を見た段階で多分わかっと思ったと思うんですが、我々もいろいろするとき、消防署、一番やぐらしいのが消防署なのですが、その辺は当初からわかってなかったんですかね。それで、これどこにどのような設置に変更指摘を受けられたのか、お伺いいたします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

指摘は、事前協議等があつて、設計書でき上がって事前協議しまして、それで中間までありますけど、その中で消防署からの指摘を受けて、当初駐車場の下に設置するようにしていた部分を屋外の、現在ではキュービクルのあるすぐ横にですけど、そちらのほうに設置変更してる状況でございます。

○10番（久保繁幸君）

そしたら、1階に置いとつたらば、水の被害に遭うからということなんですかね。そのキュービクルのほうに今移動させたって言われたんですが、その移動の変更の指摘の内容は何ですかね。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

私がおのときちょっと現場にも工程会議にも出席できておりませんが、まず屋内にあるということが、屋内で多分個室的に部屋はつくってなかったと思います、計画的に。それで、やっぱり屋内よりも外に出してくださいというような報告だけは受けております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

移すだけで300万円ぐらいも違うのかなど。移動するだけでですよ。まず、その体育館自体にその自家発電装置が必要なのかどうかですよ。避難場所にもなったりとか、いろんなこともあろうかと思ひます。何人以上、何平米以上、それをつけばいかにというようなことになっているのか、その辺について教えてください。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

平米数について、どれだけの箇所がということはちょっと私も今資料等持ちませんけれども、発電機が必要かというのは先ほど議員も言われましたように、避難所にもなっておりますし、今回エレベーターも設置しておりますので、そういったところで、やっぱり避難箇所によってエレベーターが動かないというのはやっぱり老人の方とか障害者の方はやっぱり階段がかなり急でございますので、健常者とは違いますので、エレベーターを使っただくにしても発電機があったほうがいいのではということで、計上しているような状況です。

○11番（坂口久信君）

一番最初は、その下から上さへ移動すつとに300万円ぐらいのそぎゃん金のかかっとなんかということ言うたつもりでおるとばってんですよ。そして、趣旨はやっぱり老人さんたちがおったりとかいろいろして、避難所になったりとかということも十分わかるわけで、どうのこうのじゃなくて、まず何十年に、例えばもう災害いつ来っかわからんけんそう言われると困るとばってんが、太良町に例えば50年先、30年先、いつ来っかわからんような、それを持つことによって今度は非常に今度は負担がかかるわけですよ。もう30年過ぎればさびくられて使われなくなる、はっきり言ってね。そがんとものを我々なら設置せんね。笑い事じゃなかとよ。笑い事じゃなか。やっぱり相当な金がかかるわけやけん、維持管理もしかりですよ。そやけん、例えばの話、そういう未曾有のことがあったときは、それこそ自家発電はそのときリースで借りても問題がなくて私は思うわけ。そこに、わざわざそういう高いものを設置して、維持管理を年間、そがんと維持管理するだけで何万円か何十万円か知らんけど要るわけやけんがさ、そのうちに新しかとでん買わるっ。やっぱり民間と行政の違いというのは、そういうところたいね。やっぱり被害に遭えばどがんさるっですかと言われれば、我々は立場はなかわけね、はっきり言ってね。必要、必要ないにかかわらず、立場なかわけ。そりゃやっぱりせんばいかんじゃなかですかってなってくるわけ。あいどん、そこんにきも含めてやっぱりいろんなとも考えて、10年、20年、30年先使うか使わんかわからんような自家発電装置を年に1回は試験運転もせんばいかん。そういう費用もかかるようなものが必要なのかというところが私は疑問やけん、その辺について、まず300万円については言うてください。どんぐらいかかるか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほどの増額につきましては、やっぱり発電機を当初の計画より動かしておりますので、そのコードとかそういった延長部分が増額で、これは町長の答弁、提案理由の中にも書いておりますけれども、そういったようなことが増額の原因でございます。

それと、あと駐車場の中の感知器等がやっぱりそれも少ないということで、そういったことも消防署からの指摘を受けまして、当初85を44個ふやしておりますので、129個ぐらいの設置になっております。それと先ほどその発電機につきましても、先ほど久保議員さんの質

問じゃなかったですけど、プロポでされております。そういったところで、エレベーター必要じゃないかというような委員さんの御意見もいただいてそういった設計になっておりますので、今後そういった大きな事業がある場合には再度計画しながら検討しながらしていきたいと考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

それは、それでよかったですけど、やっぱりせっかくつくとに、本当に避難所やったりなんたりすっけんね、やっぱり急遽何じゃいあったときは非常にやっぱりそがんともさっと対応できるような状況が一番ベターであるとは思うわけですね。そして、そやけんやっぱり必要などは必要でよかとばってんが、最終的にやっぱりつくるときにはやっぱりそれなりの金を使うわけですから、十分検討しながらつくっていただければと思いますし、今回その自家発電装置が何ワットの自家発電装置なのか、それが例えば電灯とエレベーターぐらいならこんくらいのワット数でというような格好でもよかわけですね。どんくらいのワット数を自家発電装置をつけとつか私わからんとですけども、そんならその最小限必要というか、必要な自家発電装置であればまた単価も幾らか違うて幅があるかと思えますけれども、どういう自家発電装置がついとつか全くわからんのですけれども、どこまでの自家発電装置なのかですよ。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

ちょっとワット数につきましては、資料を持ち合わせておりませんけれども、先ほどから言いますように、避難所にもなっておりますので、一部分ではなく全館対応できるような発電機だとは考えております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第90号 多良中学校屋内運動場・武道場増改築（電気設備）工事請負変更契約の締結について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第91号

○議長（末次利男君）

日程第16. 議案第91号 太良町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第91号 太良町過疎地域自立促進計画の変更について、本案に賛成の方起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第92号

○議長（末次利男君）

日程第17. 議案第92号 平成25年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

補正予算書の23ページを見てみますと、工事請負費の中に特産品と展示販売飲食施設改修事業2,100万円とあります。これたらふく館の別館のことと思いますが、この見積もり、改修をするに当たっての見積金額だと思えますけど、この内容、この2,100万円という金額の見積内容を教えていただけますか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

たらふく館別館の改修事業の2,100万円の内容ですが、一応見積額が2,100万円ということで、大体電気施設とかそれから空調機関係の見積もりが多いようでした。一応まだ見積もりの段階ですので、総額2,100万円ということをお願いしたいと思えます。

○3番（所賀 廣君）

ちょっと待ってください。その2,100万円って、210万円と違うとですよね。例えばどここの改修、建物の壁改修が幾らとか、具体的でいいですよ、細かくじゃなくて。電気の何々が幾らとか、ガラスが割れとっけんサッシ代が幾らとか、概略でいいです。工種別にあるはずですけど。

○企画商工課長（松本 太君）

済みません。お答えいたします。

解体関係が約150万円ほどかかっております。それから、屋根とか金属工事関係で500万円ほどかかっております。電気関係が300万円、空調関係が300万円程度かかっております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

今の単純に足しても、とても2,100万円にはほど遠かですね。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えします。

今のは直接工事費でございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

今んと合計すると1,260万円ですよ。あと2,100万円というのは、それから900万円、840万円足すぎとなつとけど、それはそしたら管理費ということですか、諸経費ということですか。

○企画商工課長（松本 太君）

一応直工のほうをちょっとかいつまんで申し上げておりましたが、約1,500万円ほどかかっております。あとが諸経費でございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

あとは諸経費ってですか。2,100万円のうちの500万円が諸経費ですか。

○企画商工課長（松本 太君）

見積もりによりますと、1,560万円が工事で、あとは経費とそれから消費税となっております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そうしたら、もうこれは入札後の金額なのか、今からこの予算を立てとって、今から入札してそういうところは細部にわたっては今から出てくるのか、そこのところはあんたよう言わんぎにゃ、もう完全にあぎゃんとして何でもやって、入札後の金額なら、今所賀議員から出よることもはっきりした積み立ての数字が出てこんぎおかしかことやけん、そこのところはあんたよう説明せんぎにゃ、いつまでたっても終わらんよ。

○町長（岩島正昭君）

ちよっともう本当に説明不足で申しわけございません。

この件につきましては、1号館、2号館とも火災保険にかたっていたもんだから、2号館

についてはもう火災保険に全部配線ばし直すとかなんとかで、書類を提出しとるわけですね。だから、今から実績を組んで、保険に申請しとる金額をそのまま予算上に上げておるということで、それから細部についてはまた皆さんたちが御指摘のあつとるとおりに、こちらのほうについては電線はそのままいいんじゃないとか、そこら付近は細部検討して、恐らく金は下がると思います。即発注ではございません。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第92号 平成25年度太良町一般会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第93号

○議長（末次利男君）

日程第18. 議案第93号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第93号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第94号

○議長（末次利男君）

日程第19. 議案第94号 平成25年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第94号 平成25年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、原案どおり可決されました。

日程第20 閉会中の付託事件について

○議長（末次利男君）

日程第20. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しておりました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して審査をしたい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（末次利男君）

その場で暫時休憩します。

午前11時58分 休憩

午後0時4分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議会運営委員会の欠員補充の選任について

○議長（末次利男君）

追加日程第1. 議会運営委員会の欠員補充の選任についてを議題といたします。

本件は、見陣泰幸議員の辞職に伴い、議会運営委員会において定数の欠員が生じたことから、委員会条例第4条の2第2項の規定により、平古場公子君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、平古場公子君を議会運営委員会に補充選任することに決定いたしました。

追加日程第2 常任委員の所属変更について

○議長（末次利男君）

追加日程第2. 常任委員の所属変更についてを議題といたします。

総務常任委員の川下武則君から、経済建設常任委員に、常任委員会の所属を変更したいとの申し出がっております。

お諮りします。川下武則君からの申し出どおり、常任委員会の所属を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、川下武則君の常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

追加日程第3 議案上程

○議長（末次利男君）

追加日程第3. 議案第95号 監査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

それでは、議案第95号 監査委員の選任について御提案をいたします。

議員選任監査委員でありました見陣泰幸氏の議員辞職に伴いまして、新たに議会の議員の中から選任する委員といたしまして、平古場公子議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、太良町大字大浦丙606番地、氏名、平古場公子、生年月日、昭和21年11月14日。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（末次利男君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

平古場公子君は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、退場してください。

〔平古場公子議員退場〕

追加日程第4 議案第95号

○議長（末次利男君）

追加日程第4. 議案第95号 監査委員の選任についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。

議案第95号 監査委員の選任について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

平古場議員、入場してください。

〔平古場公子議員入場〕

追加日程第5 請願第2号

○議長（末次利男君）

追加日程第5. 請願第2号 「心の健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第37条第2項の規定により紹介者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。本案につきましては、会議規則第88条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、請願第2号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

請願第2号 「心の健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

追加日程第6 意見書第6号

○議長（末次利男君）

追加日程第6. 意見書第6号 ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第6号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採択したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第6号 ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

この際申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきましては、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承知願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては会議規則第43条の規定に基づきその整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理につきましては議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今定例会は、12月6日以来、本日まで8日間にわたり、町政当面の諸課題を審議してまいりました。会期は12月16日までとなっておりますが、本日で閉会になります。特に緊急案件がない限り、平成25年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶申し上げます。

まずもって町長並びに町執行部の皆様には厳しい自治体経営を強いられる中で、英知を結集し、また地域の住民の皆さんの声に耳を傾けながら、町民の福祉と生活の安定のために業務に精励されていることに対し感謝を申し上げます。また、議員各位におかれましては町民

の代表として終始極めて熱心に愛町精神をもって本町の発展と町民の福祉の向上のために御尽力いただきまして心からお礼を申し上げます。

1年を振り返りますと、2009年のリーマン・ショック以来、円高デフレ不況脱却に向けて、政府、日銀の大胆な経済、金融対策のアベノミクスと量的緩和で一定の効果が上がっているものの、町はいまだ厳しい状況が続いている中で、農政の根幹をなす減反政策が半世紀ぶりに廃止という大転換が決定されました。また、TPP、環太平洋経済連携協定は年内妥結に向け、12カ国の交渉は大詰めのまま年越しの状況にあります。加えて、消費税の段階的10%引き上げも決まり、まさに国論を二分する政治課題が進められております。

一方で、地球温暖化によって大規模な気象災害が多い年でもありました。幸いにして、本町には特段の被害もなく安心していたやさきに、交流人口の拠点でありますたらふく館の焼失ということは残念な結果であり、改めて公共施設の管理体制が問われる事態となりました。

議会といたしましても、昨年が続いて同志を失うという結果となりましたが、引き続き活性化に向けて取り組む中で、3月議会では太良町議会基本条例を、6月には太良町議会議員政治倫理条例を制定し、本町の個性と特性を磨きつつ、将来像をしっかりと見据えたまちづくりに責任と信頼を高め、行政と議会が一体となって、厳しい中にも町民の負託に改めて応えるよう一層の努力を図ってまいりました。

ことしの一年の御協力に対し、深く感謝を申し上げますとともに、皆様方の健やかな越年を御祈念いたしまして閉会の御挨拶といたします。

これをもって平成25年第4回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。お疲れでした。

午後0時14分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 坂 口 久 信

署名議員 下 平 力 人

署名議員 田 川 浩